

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年一月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第一号

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置に関する規則（昭和三十二年広島県規則第七号）の一部を次のように改正する。

附則第六項及び第七項を削る。

別表第一号の表課長の項の次に次のように加える。

担当課長	局及び部	上司の命を受け、担当する事務を整理する。	必要に応じ置く。
------	------	----------------------	----------

別表第一号の表備考中「総括監」の下に「及び担当課長」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。